

資金移動業者の口座への賃金支払の概要とこれまでの経緯

- 賃金は通貨払いが原則(労働基準法第24条)。ただし、労働者が同意した場合には、その例外として、
 - ①銀行口座と②証券総合口座への賃金支払が認められている(労働基準法施行規則第7条の2)。
 - ⇒ 賃金支払に関する労使の新たな選択肢として、③資金移動業者の口座への賃金支払を認める場合、労働基準法施行規則の改正が必要。
- (参考)新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画・フォローアップ(令和4年6月7日閣議決定)(抄)
- 資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2022年度できるだけ早期の制度化を図る。

令和2年8月27日 ～令和3年3月16日	労働政策審議会労働条件分科会における議論①～④
令和3年4月19日 ～令和4年3月25日	労働政策審議会労働条件分科会における議論⑤・⑥ ⇒ 制度設計案(骨子)と論点を提示して議論
令和4年4月27日 ～令和4年9月13日	労働政策審議会労働条件分科会における議論⑦～⑨ ⇒ 具体的な検討の方向性を提示して議論
令和4年9月22日 ～令和4年10月21日	パブリックコメントを実施
令和4年10月26日	労働政策審議会労働条件分科会において「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案要綱」を諮問・答申
令和4年11月28日	労働基準法施行規則の一部を改正する省令公布
令和5年4月1日	労働基準法施行規則の一部を改正する省令施行 資金移動業者からの指定申請の受付を開始

資金移動業者の口座への賃金支払に対する規制のイメージ

- 現行では、資金決済法等に基づき、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、全ての資金移動業者に必要な規制がなされている(『1階部分』)。
- 資金移動業者の口座への賃金支払については、『1階部分』に加えて、労働基準法施行規則に基づき、「賃金の確実な支払」を担保するための要件を満たす一部の資金移動業者のみに限定することが必要(『2階部分』)。

『2階部分』

連携

賃金支払が認められる
一部の業者

(厚生労働省)
労基法関係法令
【賃金の確実な支払】

(例)

- ・資金保全: 民間保険等による保証
- ・換金性: 適時の換金
- ・不正引出しの対策・補償 など

・労働基準法施行規則において要件化。

・資金移動業者からの申請に基づき、要件を満たす業者を厚生労働大臣が指定。

『1階部分』

(金融庁)

資金決済法関係法令等

【利用者の保護 及び 資金移動業の適正かつ確実な遂行】

(例)

- ・履行保証金の供託等
- ・システムリスク管理
- ・その他利用者保護等に関する措置 など

資金移動業者の口座へ賃金支払の制度の概要（骨子）

- (1) 使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について(2)の方法によることができるものとする。
 - ※銀行口座への振込、一定の要件を満たす証券総合口座への払込は、引き続き可能。
 - ※資金移動業者の口座への賃金支払について、使用者が労働者に強制しないことが前提。
- (2) 次の①～⑦の全ての要件を満たすものとして、厚生労働大臣が指定する資金移動業者の口座への資金移動（指定の要件）
 - ① 破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に保証する仕組みを有していること。
 - ② 口座残高上限額を100万円以下に設定又は100万円を超えた場合でも速やかに100万円以下にするための措置を講じていること。
 - ※口座残高100万円超の場合に資金を滞留させない体制整備が資金決済法に基づき資金移動業者に求められていることや、①の資金保全スキームにおいて速やかに労働者に保証できる額は最大100万円と想定していることを踏まえ、破綻時にも口座残高が全額保証されることを担保するための要件。
 - ③ 労働者に対して負担する債務について、当該労働者の意に反する不正な為替取引その他の当該労働者の責めに帰すことができない理由により当該労働者に損失が生じたときに、当該損失を補償する仕組みを有していること。
 - ④ 最後に口座残高が変動した日から少なくとも10年は口座残高が有効であること。
 - ⑤ 現金自動支払機(ATM)を利用すること等により口座への資金移動に係る額(1円単位)の受取ができ、かつ、少なくとも毎月1回は手数料を負担することなく受取ができること。また、口座への資金移動が1円単位でできること。
 - ⑥ 賃金の支払に関する業務の実施状況及び財務状況を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有すること。
 - ⑦ ①～⑥のほか、賃金の支払に関する業務を適正かつ確実にを行うことができる技術的能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。
- (3) 厚生労働大臣の指定を受けようとする資金移動業者は、①～⑦の要件を満たすことを示す申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。厚生労働大臣は、指定を受けた資金移動業者(指定資金移動業者)が①～⑦の要件を満たさなくなった場合には、指定を取り消すことができる。